

2024 年 12 月 26 日

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

外貨積立サービス規定（個人用）の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2025 年 1 月 10 日付で、外貨積立サービス規定（個人用）を改定いたします。

改定内容につきましては、次項の新旧対照表(下線部：変更部分)をご参照ください。

以上

旧	新
<p style="text-align: center;">外貨積立サービス規定 2023年12月11日 現在</p> <p>第3条（引落の取扱い）</p> <p>①引落口座はお客さまご本人が外貨普通預金に係る取引で指定している当社にあるお客さまご本人名義の円普通預金口座とします。</p> <p>②毎月の引落金額の単位は、当社が別途定めるところによります。</p> <p>③引落指定日における引落時点で引落口座の預金残高が引落金額に満たないときは、引落を行いません。ただし、複数の通貨の外貨積立サービスをお申込みの場合で引落時点における引落口座の預金残高が一部の契約のみ引落が可能の場合、一部の契約のみ引落を行いますが、そのいずれを優先するかは当社の任意とします。</p> <p>④外貨積立サービスのご利用による引落しと他商品・サービス等による引落しが同日に行われる場合、そのいずれを優先するかは当社の任意とします。</p> <p>⑤引落は、外貨普通預金口座に設定している指定の円普通預金口座から行われます。また、引落の結果、引落口座が当座貸越になる場合は、その月の引落は行いません。</p> <p>⑥上記③④⑤について、引落がされなかったことについてのお客さまへの通知はいたしません。また、引落がされなかったことについて生じた損害について、当社はその責を負いません。</p> <p>⑦引落指定日が当社の休業日に当たる場合は翌営業日に引落を行います。ただし、翌営業日が翌月に該当する場合のみ、前営業日に引落を行います。</p> <p>⑧該当月に引落指定日の応当日がない場合、該当月の月末日を引落指定日とします。該当月の月末日が当社の休業日に当たる場合は前営業日に引落を行います。</p>	<p style="text-align: center;">外貨積立サービス規定 2025年1月10日 現在</p> <p>第3条（引落の取扱い）</p> <p>①引落口座はお客さまご本人が外貨普通預金に係る取引で指定している当社にあるお客さまご本人名義の円普通預金口座とします。</p> <p>②毎月の引落金額の単位は、当社が別途定めるところによります。</p> <p>③引落指定日における引落時点で引落口座の預金残高が引落金額に満たないときは、引落を行いません。ただし、複数の通貨の外貨積立サービスをお申込みの場合で引落時点における引落口座の預金残高が一部の契約のみ引落が可能の場合、一部の契約のみ引落を行いますが、そのいずれを優先するかは当社の任意とします。</p> <p>④外貨積立サービスのご利用による引落しと他商品・サービス等による引落しが同日に行われる場合、そのいずれを優先するかは当社の任意とします。</p> <p>⑤引落は、外貨普通預金口座に設定している指定の円普通預金口座から行われます。また、引落の結果、引落口座が当座貸越になる場合は、その月の引落は行いません。</p> <p>⑥上記③④⑤について、引落がされなかったことについてのお客さまへの通知はいたしません。また、引落がされなかったことについて生じた損害について、当社はその責を負いません。</p> <p>⑦引落指定日が当社の休業日に当たる場合は翌営業日に引落を行います。ただし、翌営業日が翌月に該当する場合のみ、前営業日に引落を行います。</p> <p>⑧該当月に引落指定日の応当日がない場合、該当月の月末日を引落指定日とします。該当月の月末日が当社の休業日に当たる場合は前営業日に引落を行います。</p> <p>⑨お取引店およびお客さま番号の変更や紛失等により、<u>円貨普通預金口座または外貨普通預金口座の入出金が制限されている場合は、外貨積立サービスのご利用による引落しができないことがあります。この場合、その月の引落しは行いません。また、引落しがされなかったことについてのお客さまへの通知はいたしません。また、引落しがされなかったことについて生じた損害について、当社はその責を負いません。</u></p>